

鹿部町地域就労サポートセンターご利用の皆様

鹿部町とハローワークをつなぐ

オンライン職業相談のご案内

仕事探しをしている中で、お困りのことはありませんか？

ハローワークでは、サポートセンター同様、お仕事に係る以下のようなご相談ができます。

就職活動の流れ	応募書類作成・添削	面接対策
自己分析	求人内容相談	その他、就活に関すること

ハローワークとインターネットを通じて相談ができます。
この機会に、是非ハローワークを利用してみませんか？

相談日：第2・4火曜日
14:00～16:00予約制

相談時間：1回30分

使用ソフト：ZOOM
(準備等は役場職員が行います)

対象となる方

サポートセンターを利用しているお仕事を探されている方で、ハローワークとの職業相談を希望する方

※ハローワークの求職登録が必要となります。登録がない方は予約時まで登録願います。

ご利用の流れ

①予約の申し出

- ・ご予約は相談日の前週金曜日までとなります。
- ・サポートセンタースタッフに申し出てください。
- ・サポートセンターとハローワークで情報を共有するための承諾書が必要となります
- ・ハローワークの求職登録がない、不明の場合はサポートセンタースタッフにその旨伝えてください
- ・予約が完了したら、後は当日を待つだけです。機器の準備等の心配はいりません

②相談当日

- ・相談開始前までにサポートセンターとハローワークで接続テストを行いますので、その後相談となります

～裏面の【ご利用に当たって】もお読みください～

【ご利用に当たって】

▼ハローワークの求職登録について▼

ハローワークを利用したことがある方

ハローワークの求職登録は、最後に職業相談をした月の翌月末から5年間[※]は登録が残っています。以前、ハローワークを利用した方はその旨、サポートセンタースタッフに申し出てください。お名前と生年月日で以前の登録が利用可能かをハローワークで確認いたします。

※平成28年度以前に求職登録の有効期限が切れていた方は登録がない場合があります

ハローワークを利用したことがない方

予約前に求職登録が必要となります。ハローワークの求職申込み手続きには、次の方法があります。

- ① 来所し、パソコン入力もしくは求職申込書（筆記式）記入し、窓口で手続きを行う
- ② 自宅のパソコン・スマホ等からオンライン（ハローワークインターネットサービス）で手続きを行う

※②の方法が難しい場合は、サポートセンターにも求職申込書（筆記式）を用意していますので、スタッフにお申し出ください

▼オンライン相談における留意事項▼

- オンライン職業相談にあたって、同席者（通訳、介助者等）が必要な場合には、サポートセンタースタッフにその旨お伝えください。
- キャンセルの場合はサポートセンタースタッフに速やかにご連絡願います。
- サポートセンターとハローワークで情報共有することに関して、承諾書が必要となります。その際、氏名・生年月日・ハローワークの求職番号が必要となります。
- オンライン相談で知りえた情報につきましても、個人情報として厳重に取り扱います。
- 通信環境等の不具合があり実施が困難となる場合もございます。その際には電話相談にて対応させていただきますのでご了承ください。
- 相談時間は1回30分までとしております。実効体制上、時間が経過した場合はお話の途中で終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 脅迫や暴言、就職目的以外の利用等適正なオンライン職業相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン職業相談を中止又はお断りすることがあります。
- オンライン職業相談の録画・録音はその方法を問わず禁止とさせていただきます。

〔免責事項〕

- (1) オンライン職業相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト等）の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、鹿部町地域就労サポートセンター及びハローワークはこだては一切責任を負わず、損害賠償する義務はないものとします。
- (2) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、鹿部町地域就労サポートセンター及びハローワークはこだての責任に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても、鹿部町地域就労サポートセンター及びハローワークはこだては一切責任を負わず、損害賠償する義務はないものとします。

〔損害賠償〕

利用者が、本規約に違反した結果、鹿部町地域就労サポートセンター及びハローワークはこだてが損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

〔法令等の遵守〕

利用者は、オンライン職業相談の利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。